

第三十七条第二項		納期限	第三十条第三項	又は決定を	若しくは決定又は特別決定を		これらの国税に	これらの国税又は特別還付金に
第三十七条第二項	納期限	納期限又は特別還付金の納期限	第三十七条第一項	又は決定に係る国税	若しくは決定に係る国税又は当該特別決定に係る特別還付金		ため、	ため又は他の税務署長が特別決定をしていたため
			場合には					場合又は特別還付金を租税特別措置法第九十七条の二十項(特別還付金の支給)の規定により納付すべき期限(同条第二十一項に規定する延滞金(以下「延滞金」という。)については、その計算の基礎となる特別還付金の納付すべき期限。以下「特別還付金の納期限」という。)までに完納しない場合には

	第三十七條第三項	納税地) 又は利子税	納税又は特別還付金 若しくは利子税又は延滞金
	第三十八條第一項	納期限まで	納期限又は特別還付金で特別還付金の納期限まで
	納期限を	納期限又は特別還付金の納期限を	
	第三十八條第二項	税額	税額又は特別還付金の額
	第四十條	国税が	特別還付金が
	第四十一條及び第四十二條	国税	特別還付金
	第四十三條第一項	国税の徴収	国税又は特別還付金の徴収
	納税地)	納税地又は租税特別措置法第九十七條の二第三項(特別還付金の支給)に規定する対象年金受給者の所得税の納税地若しくは特定相続人に係る特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納税地)	

第四十三條第二項	又は電源開発促進税	若しくは電源開発促進税又は特別還付金
第四十三條第二項 第一号	賦課決定が	賦課決定又は租税特別措置法第九十七条の二第二十四項の規定により準用する第三十条第二項の特別決定が
第四十三條第二項 第二号	税額	税額又は特別還付金につき納付すべき額
第四十三條第三項 及び第四項	国税に	国税又は特別還付金に
第四十三條第五項	国税を	国税又は特別還付金を
第四十六條第一項	国税で次に掲げるもの その納期限（ ）	特別還付金でその納付すべき期限がその損失を受けた日以後に到来するもの その特別還付金の納期限（ ）
第四十六條第二項	その国税	その特別還付金
第四十六條第二項	国税	特別還付金
第五十六條第一項	還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」と	特別還付金

	還付しなければ いう。	支払わなければ
第五十六条第二項	還付すべき還付金等について還付	支払うべき特別還付金について支払
第五十七条第一項	還付金等が	特別還付金
	その還付を	その支払を
	国税（	特別還付金又は国税（
	限る。	限る。以下この項において「特別還付金等」という。
	還付に代えて、還付金等	支払に代えて、特別還付金
	その国税	その特別還付金等
	その還付金等	その特別還付金
	となる国税	となる特別還付金等
第五十七条第二項	還付金等	特別還付金
第五十八条第二項 第一号及び第二号	還付金等の請求権	特別還付金の支給を受ける権利
第六十条第三項	国税	特別還付金

第六十条第四項	税額の属する税目の国税	特別還付金
第六十二条第一項	国税	特別還付金
第六十二条第二項	税額	特別還付金の額
第六十二条第二項	国税	特別還付金
第七十一条第一項第二号	賦課決定	賦課決定又は特別決定
第七十三条第一項	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権
第七十三条第一項	国税に	特別還付金に
第七十三条第一項第一号	更正又は決定 その更正又は決定	租税特別措置法第九十七条の二第十五項（特別還付金の支給）の規定による決定 その決定
第七十三条第一項第四号	国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）	特別還付金の同条第二十二項
第七十三条第四項	督促 督促状	租税特別措置法第九十七条の二第二十四項において準用する第三十七条（督促）の規定による督促 督促状
第七十三条第四項	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権

	国税 国税に	特別還付金 特別還付金に
第七十三条第五項	国税 国税の徴収権	特別還付金 特別還付金を徴収する権利
	国税が 国税に	特別還付金が 特別還付金に
	納税申告書の提出その他国 税	租税特別措置法第九十七 条の二第三項（特別還付 金の支給）に規定する特 別還付金請求書又は同条 第十二項に規定する変更 決定請求書の提出その他 特別還付金
第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法（昭和二十五年 法律第二百二十六号）附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同 条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（租税特別措置法（昭和三十 二年法律第二十六号）第九十七条の二第二十四項において準用する場合に限る。 ）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二 号中「国税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第一項 に規定する特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「当該還付金	国税の納税地を所轄する税 務署長	租税特別措置法第九十七 条の二第三項に規定する 所轄税務署長

等」とあるのは「当該特別還付金」と、同条第二項中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。

26 特定相続人が二人以上ある場合における特別還付金請求書の提出に関する特例
特別還付金請求書を提出する者が第五項第一号ロに掲げる場合に該当する者である場合における当該特別還付金請求書に添付すべき書類の特例その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

27 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特別還付金の支給に關する調査について必要があるときは、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に質問し、又はその者の当該特別還付金に關する書類その他の物件を検査することができる。

28 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

29 第二十七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 偽りその他不正の手段により特別還付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

31 第二十七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした書類を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号

(事務の区分)

第九十八条 同上

同上	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、

市町村	<p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。)の通知に関する事務</p>	<p>二並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項(第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。)の通知に関する事務</p>
-----	--	--

同上	<p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項(第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。)及び第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。)の通知に関する事務</p>	<p>第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項(第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。)の通知に関する事務</p>
----	---	--

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正)

第十八条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

(国外送金等調査の提出)

第四条 省 略

2 国外送金等調査を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調査の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった国外送金等調査の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が国外送金等調査に記載すべきものとされる同項に規定する事項(以下この条において「記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならぬ。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

3 国外送金等調査を提出すべき金融機関(前項の規定に該当する者を除く。)が政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調査の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき国外送金等調査の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該国外送金等調査の提出に代えることができる。

4 第二項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項の規定により国外送金等調査の提出が行われたものとみなして、この法律の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、国外送金等調査の提出の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査の提出)

第四条 同 上

2 金融機関は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調査に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもって前項の規定による調査の提出に代えることができる。この場合において、当該光ディスク等については、これを国外送金等調査とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、国外送金等調査の提出の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(一) 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第十九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第十九条 省略

2 省略

3 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 省略

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 省略

第二十一条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十三条 省略

2 前項の規定により第二十一条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(当該職員の権限)

第十九条 同上

2 同上

3 同上

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 同上

第二十一条 同上

2 同上

第二十三条 同上

2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則

(公共法人等の範囲に関する経過措置)

第八条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)次項において「整備法」という。第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもの(次項において「特例民法法人」という。)のうち、同法第六十六条第一項(同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第三百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

2 特例民法法人であって整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第六十六条第一項の登記をしたものうち、退職金共済事業を行う法人であって政令で定めるものは、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する額とする。

215 省略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

(公共法人等の範囲に関する経過措置)

第八条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、同法第六十六条第一項(同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第三百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

附則

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する額とする。

215 同上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第三十三条 省 略

2 新租税特別措置法第九条の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 省 略

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七に相当する額とする。

3 1 8 省 略

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第

第三十三条 同 上

2 新租税特別措置法第九条の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同 上

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 同 上

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七に相当する額とする。

3 1 8 同 上

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第

一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省略

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 省略

2 新租税条約実施特例法第三条の二十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省略

4 新租税条約実施特例法第三条の二十項前段の場合において、居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同上

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 同上

2 新租税条約実施特例法第三条の二十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同上

4 新租税条約実施特例法第三条の二十項前段の場合において、居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第二十一条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の三第四項第二号中「規定する報告書」の下に、「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に、「第三十七条の十四第十七項」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 省略

六 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 省略

ロ 第十八条中租税特別措置法第四条の四第二項の改正規定

七 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十五年十月一日

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第二章第一節第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十

（租税特別措置法の一部改正）
第十八条 同上

第四十二条の三第一項第二号中「規定する報告書」の下に、「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十二項」の下に、「第三十七条の十四第十八項」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 同上

一 五 同上

六 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十三年十月一日

七 同上

イ 同上

ロ 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第四条の四第二項の改正規定、同法第二章第一節第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第一項の改正規定（同項第二号中「規定する報告書」の下に、「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定

九の五第一項の改正規定及び同法第四十二條の三第四項の改正規定並びに附則第五十二條、第六十一條並びに第六十四條第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日
八ノ十 省略

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置)

第五十二條 新租税特別措置法第九條の八の規定は、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同條に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六十一條 新租税特別措置法第三十七條の十の二第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十四條 新租税特別措置法第三十七條の十四第一項から第五項まで及び第十四項から第二十項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に設定される同條第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同條第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同條第四項各号に掲げる事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2 新租税特別措置法第三十七條の十四第六項から第十三項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に同條第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出(同号に規定する提出をいう。次項において同じ。)又は同條第六項の申請書の提出(同項に規定する提出をいう。第四項において同じ。)をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七條の十四第五項第一号に規定する非課税口座を設定しようとする同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び同号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、平成二十六年一月一日前においても、同号及び同條第十一項から第十三項までの規定の例により、同号に規定する非課税口座開設届出書の提出、同條第十一項において準用する同條第七項の告知及び確認、同條第十三項に規定する財務省令で定める事項(以下この項において「

八ノ十 同上

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置)

第五十二條 新租税特別措置法第九條の八の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払を受けるべき同條に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六十一條 新租税特別措置法第三十七條の十の二第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十四條 新租税特別措置法第三十七條の十四第一項から第五項まで及び第十四項から第二十項までの規定は、平成二十四年一月一日以後に設定される同條第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同條第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同條第四項各号に掲げる事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2 新租税特別措置法第三十七條の十四第六項から第十三項までの規定は、平成二十四年一月一日以後に同條第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出(同号に規定する提出をいう。次項において同じ。)又は同條第六項の申請書の提出(同項に規定する提出をいう。第四項において同じ。)をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七條の十四第五項第一号に規定する非課税口座を設定しようとする同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び同号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、平成二十四年一月一日前においても、同号及び同條第十一項から第十三項までの規定の例により、同号に規定する非課税口座開設届出書の提出、同條第十一項において準用する同條第七項の告知及び確認、同條第十三項に規定する財務省令で定める事項(以下この項において「

記載事項」という。)の提供その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該非課税口座開設届出書の提出、告知及び確認並びに記載事項の提供は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税口座開設確認書の交付を受けようとする同条第六項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者、同項の金融商品取引業者等の営業所の長及び同条第九項に規定する所轄税務署長は、平成二十六年一月一日前においても、同条第六項から第十項までの規定の例により、同条第六項の申請書の提出、同条第七項の告知及び確認、同条第九項に規定する申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録、同条第十項第一号の非課税口座開設確認書又は同項第二号の書面の交付その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請書の提出、告知及び確認、申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録並びに非課税口座開設確認書又は書面の交付は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

記載事項」という。)の提供その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該非課税口座開設届出書の提出、告知及び確認並びに記載事項の提供は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税口座開設確認書の交付を受けようとする同条第六項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者、同項の金融商品取引業者等の営業所の長及び同条第九項に規定する所轄税務署長は、平成二十四年一月一日前においても、同条第六項から第十項までの規定の例により、同条第六項の申請書の提出、同条第七項の告知及び確認、同条第九項に規定する申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録、同条第十項第一号の非課税口座開設確認書又は同項第二号の書面の交付その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請書の提出、告知及び確認、申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録並びに非課税口座開設確認書又は書面の交付は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条の規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条第二項の改正規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十六条第二項の改正規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十條に二項を加える改正規定及び同法第二十一条の改正規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定

カ 第十五条中印紙税法第二十三条の改正規定

- 三 第十七条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）同法第四十二条の三の改正規定（同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の五第二項」に改める部分を除く。）同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十条の七第三項第六号の改正規定並びに附則第七十八条第三項の規定
- タ 第十九条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定
- 二 第十七条中租税特別措置法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四の改正規定及び同法第六十八条の八十八の改正規定並びに附則第二十六条、第二十七条、第五十七条及び第七十三条の規定 平成二十三年十月一日
- 三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日
- イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第五十三号の改正規定、同法第五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）及び同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項及び第三項の規定
- ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第七項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三号（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百三十四号（見出しを含む。）の改正規定、同法第四百七条の改正規定並びに同法第五百五十四号第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五条、第八十四条（第十六条の改正規定及び第二十四条の改正規定に限る。）並びに第八十五条第二項及び第三項の規定
- ハ 第三条中相続税法第三十二条の改正規定、同法第三十三条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）及び同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定
- ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同

二 第十八条及び附則第八十二条の規定

七 第十七条中租税特別措置法第十一条の三第一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第六十八条の二十一第一項の改正規定（「第四十四条の三第一項各号」を「第四十四条の二第一項各号」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第四十四条の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行の日）

八 第十七条中租税特別措置法第十三条の二第一項の改正規定、同法第四十六条の三第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十二第一項の改正規定（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日）

九 第十七条中租税特別措置法第十四条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、及び同法第六十八条の三十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第三十一条第六項及び第七項、第五十三条第十二項及び第十三項並びに第六十八条第十二項及び第十三項の規定（高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日）

十 第十七条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第二十九号の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の三第二項第二号の改正規定、同法第三章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の五に係る部分に限る。）並びに同章第十